

歩き出そう！ 東北

～地域による水産業の再生～

入江 貴裕

株式会社日本経済研究所 震災復興プロジェクトチーム

深刻な被害を受けた水産業

東日本大震災で甚大な被害を受けた東北地方太平洋沿岸部（いわゆる三陸地域）は眼前の海に世界三大漁場がひろがる水産業が大変盛んな地域である。今回の震災では、漁船や漁港施設等が津波により壊滅的な打撃を受けているだけに、こうした水産業の力強い復興こそが三陸地域復興の重要なポイントになるものと思われる。

ただ、現実に地元の水産業関係者の中には、再建資金を調達しようにも既に損壊した船に関する旧ローンが残っており（所謂、二重債務）、新たな調達やその返済が困難な状況に陥っているケースも少なくないと推察される。何れにせよ、今般の震災・津波の被災により、極めて深刻な状況におかれている水産業とその従事者がいかに再び活力を取り戻していけるかは、三陸地域復興の最重要課題であることは論を待たない。そこで、三陸地域の復興を願う者として、自分なりに水産業復活に役立つ仕組みを漁業権の制約を現実より緩く仮定し、以下の通り考察してみた。

漁業権を活用した水産業復興の仕組み

水産業復興に向けポイントとなるのは、船を失い、財産も乏しい状況となった漁民がいかに漁業に従事する機会を確保し得るかである。そのために下記の仕組みを提案したい。

まず、漁港毎に自治体や企業、漁協、個人から出資を募り（官民出資）、地元の事情を勘案した「〇〇港復興株式会社」といったビークルを作り、これが新たな漁船の発注・保有主体となる。出資者のう

ち自治体と漁協は議決権を持って実質的な運営を担い、一般株主（企業、個人）には、議決権はないがリターンにおいて優遇する株（優先株）を割り当て、具体的には配当に加え、漁船や水産物に対するネーミングライツを与えることも考えられる。そして、被災した漁協は資金を確保できないので、代わりに漁業権を現物出資する。

〇〇港復興株式会社

①船を発注・保有	負債（なるべく少なく）
②魚を取る、養殖	民（議決権なし）現金出資 （復興に協力）漁船にネーミングライツ 優先配当（現金、魚の優先的な買付権）
③従業員を雇用	官（議決権あり）現金出資
収入 費用	②の売上 ①の償却 ③の給与
利益	②-①-③ 漁協（議決権あり）漁業権出資

この仕組みで重要となる漁業権とは、知事の免許を得て一定の水面において特定の漁業を一定期間、排他的に営む権利（物権に準ずる、しばしば「みなし物権」と称される）で、①定置漁業権、②区画漁業権、③共同漁業権 の3つに区分される。そして知事の与える免許は有期限だが、免許更新時は地元漁協等がその権利を永続的に維持・獲得できる仕組みになっており、地元漁民中心に構成されるなど、一定の要件を満たす漁協等は自ら希望すれば（自分から権利を放棄しなければ）優先的に免許を得られるものと理解されている。

言い換えると、地元で円滑に利害調整が行われていれば、漁業権は、地元漁民に付与されるものといえよう。この考え方は、各漁村が長い歴史の中で既得権として獲得してきた目の前の海の排他的な利用権（縄張りのもの）が、現代の法律にそのまま引

株式会社日本経済研究所では、東日本大震災における被災地域の一日も早い復興を願い、被災地域の復興・再生に向けた方策や提案の企画・検討・実施に取り組む社内横断的なプロジェクトチームを設置、日々、調査研究や議論を行っております。今号より、この震災復興プロジェクトチームのメンバーによる復興の推進に向けた意見や提案の要約を掲載させていただきます。

き継がれてきた漁業権の歴史に起因しているものと思われる。我が国漁業の実態をみても、養殖・沿岸漁業の多くはこの漁業権に依拠して地元漁民により営まれている。一方、これに対し、目の前の海ではない沖合、遠洋漁業は、大手資本も参加、漁業権は及ばず許可漁業と称するかたちで行われている。

このように、沿岸の漁業権は地元漁民とともにあるだけに、仮に、今般の震災に伴う水産業の再生や水産業の改革にあたり、民間資本を導入する場合でも、地元漁民及びそれにより構成される漁協等が深く関与するかたちが必要となろう。上記のように官民連携タイプの「〇〇港復興株式会社」を想定した場合、漁民（漁協）が一定以上の割合を漁業権にて現物出資する形が考えられる。

この「〇〇港復興株式会社」は漁業権を保有し、実際に漁を行い魚を売って収入を得る一方、漁のために雇った漁民（同時に出資者でもある）に給料を支払うため、漁民は仕事とそれに伴う代価を得ることとなり、生活基盤の再構築を実現する可能性が高くなる。このことは、漁民が漁業に復帰する貴重な手段であり、漁民の漁業や生活活動に対するモチベーションの向上、さらには水産業や地域社会の活性化にも繋がることが期待されよう。

漁業権活用スキームの課題

勿論、上記の漁業権を活用した水産業復興スキームは、漁業権の弾力的運用を前提としており、課題

も少なくない。まず、そもそも漁業権の現物出資が可能か否かであるが、漁業権の譲渡は禁止されており（漁業法26条1）、一方的に放棄することだけが可能であることから現状では厳しいと考えられる（従って企業等による漁業補償はあるが漁業権の買い取りはない）。ただ、海外では譲渡可能な漁獲権を設定することにより、水産業振興を図っている例もあり、震災復興のために、譲渡性を持たせることを検討してはいかがだろうか。

第2に、この「〇〇復興株式会社」は12年を経過、取得した船舶が耐用年数を迎えた時点でどうなるのか。解散し、償却済みの船舶を漁民に譲渡することも考えられるが、それでは、漁民以外の当初出資者へのリターン確保が問題となろう。

第3に、こうした漁業活動を行うには、漁港や漁業関係施設の復興が別途行われる必要があること、そして第4に、漁業権は排他的な漁業行為を保護する権利であって、決して漁獲高の水準を保証するものではないことも留意点としてあげられよう。

加えて、三陸地域沿岸漁業の担い手の高齢化や零細性を鑑みれば、その復興・再生は必ずしも容易ではないと思われるが、漁業権という地域に根ざした資源を活用し、この課題に取り組んで行くのも一案といえるのではないだろうか。

なお、内容に関しては全て筆者個人の見解に基づくものである。

〈震災復興プロジェクトチーム リーダーのコメント〉

三陸地域の復興は水産業の復興なくして語れまい。本論は、船舶も資金も失った被災地域の漁民の皆さんが、漁業という仕事を通して、地域における生活基盤を再構築するうえで、地域に根ざした漁業権という資産を有効活用できないかといった問題提起を行ったものである。その実現には、漁業権への社会的認識、当初資金提供者へのリターン確保等、課題は少なくないものの、被災地域の水産業再生に向けたアイデアとしては、一考に値しよう。

（金谷隆正）